

兵庫県産農林水産物の 売場づくりを支援 (事業者募集のご案内)



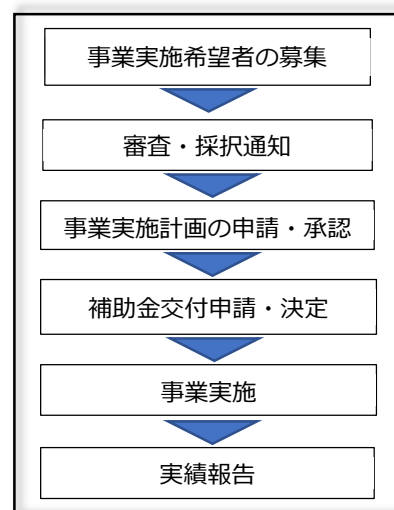
県南地域等の消費地で県産農林水産物の取扱量の増加を図るため、店舗での県産農林水産物のPRに要する経費を支援する補助事業の事業実施主体を募集します。

<募集内容>

店舗での県産農林水産物のPR
PR 資材作成等経費への支援

- ・ 募集：3店舗程度
- ・ 標準事業費 140 千円（補助率 1/2）

<事業の流れ>



<募集期間>

令和6年12月6日(金)～令和6年12月23日(月)

〔留意事項〕

※応募多数の場合は、実施基準を満たしていても採択されない場合があります。

詳細は裏面をご覧ください。

<問い合わせ先>

兵庫県 農林水産部 流通戦略課 ブランド戦略班

TEL 078-362-3486

FAX 078-362-4276

E-mail ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

<事業内容等>

事業内容	県南地域等の量販店等における店頭でのPRに必要な経費への支援
事業実施主体 (補助対象者)	農業協同組合、漁業協同組合、農林漁業者が3戸以上で組織する団体、 全国農業協同組合連合会兵庫県本部、兵庫県漁業協同組合連合会、 食品流通事業者、量販店、その他知事が特別に認める団体等 〔 複数の団体等が共同で事業を行う場合については、いずれかを代表 事業実施主体とし、当該事業実施主体が応募すること。 〕
補助対象経費	PR 資材作成費 (のぼり、パネル、ポスター等)、店頭販売員派遣に要する 経費、産地や調理方法を紹介する動画の作成経費等
補助率	1 / 2 以内
標準事業費	1 店舗当たり 140 千円 〔 ・ 1 店舗当たりの補助金上限額は 70 千円 ・ 3 店舗以上で実施する場合の補助金上限額は 210 千円 〕
募集枠	3 店舗程度
実施基準	①事業実施主体は、宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。 ②事業実施主体は、代表者を定め、また、組織の運営等について定めた 規約等を有すること。 ③事業終了後も継続されることを前提とした取組であること。 ④短期間のイベントのみの開催経費は、本事業の補助対象外とする。 ⑤事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中のもの 又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。 ⑥1 申請当たりの最低事業費は、100 千円以上とする。 ⑦事業実施主体が、県南地域等の消費地に所在する量販店等 (直売所は 除く) の店頭において、県産農林水産物をPRすること。

● 応募書類等は、以下のホームページから入手できます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk06/ryuutsuuhannbai202412.html>